

「飲食店オーナー倶楽部」入会規約

2017年5月1日現在

飲食店オーナー倶楽部は一般社団法人フードアカウンティング協会奈良支部会員である津村良樹税理士事務所が運営する倶楽部です。一般社団法人フードアカウンティング協会の飲食店繁盛サポートを活用し、当倶楽部会員の繁盛支援を実施致します。

◆ 利用期間について

利用期間は、入会日の翌月1日より1年間とし、途中退会はできないものとします。

◆ 利用期間の更新について

更新日までに退会の申し出が無い場合は自動更新とします。

※別途定めがある場合は除きます。

◆ 支援内容について

① 販売促進及び営業ツール企画・デザイン

- ・メニュー表…年間1回迄
- ・チラシ、ポスター、タペストリー、POP、各種カード類、その他…年間6アイテム迄

※内容によってはお受けできない場合もございます。

※デザインの1次案は、全ての情報をいただいてから一ヶ月程度お時間を頂きます。

※販促物作成の際、印刷及び施工等のご実費のみ別途ご負担頂きます。

② 集客アップを実現する販促アイデア満載のニュースレター…年10回

③ 税務申告及び会計に関するアドバイス

④ 予算管理アドバイス

⑤ お悩み相談（電話またはメール）…随時

⑥ 飲食店向け及び経営者向けセミナーへの無料ご招待…随時

◆ 会費及び別途料金の支払方法について

- ・入会金：無料／会費：月額10,800円(税込) ※2017年5月1日現在

・支払方法

指定口座より振替をさせていただきます。但し、初回の引落とし手続きが期日に間に合わない場合、集金させて頂くか次月に合算引き落としします。

- ・その他の別途料金については、指定された期日までに振込をお願いします。

◆ 支援内容及び会費の変更について

必要に応じて支援内容及び会費を変更する場合がございます。なお、かかる変更は入会者に通知された時に効力を生じるものとします。

津村良樹税理士事務所

〒631-0805 奈良市右京3丁目19-24 PATIO2階

TEL：0742-72-3670 FAX：0742-72-3678